

## 船舶安全管理認定書等交付規則の一部改正について

平成18年6月

海事局検査測度課

### 1. 改正の背景及び目的

船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第12条の2において、同条第1項に掲げる船舶については、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1項に規定する国際船舶安全管理規則（以下「ISMコード」という。）に従って、安全管理手引書、適合書類の写し及び安全管理証書を船舶内に備え置くことを規定しているが、船舶安全管理認定書等交付規則（平成12年運輸省告示第274号）により、船舶安全法施行規則第12条の2第1項の規定の適用のある船舶以外の船舶に対しても、申請に基づきISMコードに従って構築された安全管理システムを審査し、船舶安全管理認定書、適合認定書の交付等を行っているところ。

今般「国際海事機関海上安全委員会第79回会合」において、ISMコードの適合書類、安全管理証書の様式の一部が改正されたことから、船舶安全管理認定書等交付規則に定める船舶安全管理認定書、適合認定書の様式について以下の改正を行う。

### 2. 改正の概要

船舶安全管理認定書（第2号様式）及び適合認定書（第3号様式）に「この認定書の基となる審査が完了した日:」を挿入する。

### 3. スケジュール（予定）

公布日 : 平成18年8月上旬

施行日 : 公布日と同じ